



# 埼玉県報

第 2783 号  
平成 28 年(2016 年)  
3 月 22 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県建築士審査会規則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（建築安全課）
- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

### 告示

- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 草加都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道今泉館林線の供用の廃止（行田県土整備事務所）

### 雑報

- 主要農作物の県奨励品種等（生産振興課）

## 規 則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十八号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表第七号口中「障害者」の下に「（その介護者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同表第六号とし、同表中第八号を第七号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県建築士審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十九号

埼玉県建築士審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県建築士審査会規則（平成二十六年埼玉県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七人」を「五人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(知事が必要と認める図書)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)第一条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項、第六条の二第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第三十条第二項の規定により建築基準法第六条第一項の確認の申請書を併せて提出し、同法第六条の三第四項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- 三 法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- 四 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下この条において「住宅品質確保法」という。)第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- 五 住宅品質確保法第六条第一項の設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5(法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、同告示別表2―1の一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5)に適合していることを示すものに限る。)の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書又はその写し
- 六 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

2 省令第七条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、建築基準法第七条第

五項、第七条の二第五項若しくは第十八条第十八項に規定する検査済証の写し又はこれらに代わる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準(法第二条第三号の基準をいう。次号において同じ。)に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

二 住宅品質確保法第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

三 法第十二条第六項の適合判定通知書の交付を受けている場合 当該適合判定通知書の写し

四 省令第三条第一項の通知を受けた場合(建築物全体で認定を受けたものに限る。) 当該通知書の写し

五 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)第四十三条第一項の通知を受けた場合 当該通知書の写し

六 住宅品質確保法第六条第三項の建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5(法の施行の際現に存する建築物にあつては、同告示別表2―1の一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5)に適合していることを示すものに限る。)の交付を受けている場合 当該建設住宅性能評価書又はその写し

七 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書(申請の取下げ)

第二条 法第二十九条第一項若しくは第三十六条第一項の規定による認定の申請又は法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、様式第一号の申請取下書を知事に提出しなければならない。

(報告)

第三条 法第三十一条第一項の認定建築主は、次の各号に掲げる場合において、法第三十二条の規定によりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

一 法第三十二条のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合 様式第二号の工事完了報告書

二 前号に掲げる場合以外の場合 様式第三号の状況報告書

2 法第三十六条第二項の認定を受けた者は、法第三十八条第一項の規定により基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められたときは、様式第三号の状況報告書により報告しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第四条 法第三十二条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとする法第三十一条第一項の認定建築主は、様式第四号の取りやめ申出書に省令第三条第二項の通知書(法第三十一条第一項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第六条において準用する省令第三条第二項の通知書)を添えて知事に提出しなければならない。

#### 附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項第三号の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の日から法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条第一項第三号中「法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項の登録建築物調査機関」と、同条第二項第一号中「法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項の登録建築物調査機関」とする。

様式第1号（第2条関係）

申 請 取 下 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定による  
認定の申請を次のとおり取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 変更認定申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係る建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第2号（第3条関係）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための  
建築物の新築等の工事が完了したので次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
工事完了の年月日	年 月 日
工事が完了したことを確認 した建築士（工事施工者） の氏名、住所及び登録（許 可）番号	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印  
を省略することができます。



状 況 報 告 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

さきに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の認定を受けた建築物の状況について次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
報告の内容	
備考	

※ 受付欄		※ 決裁年月日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号（第4条関係）

取 り や め 申 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
取りやめの理由	
備 考	

※ 受付欄		※ 決裁年月日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

## 規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月22日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 4 号中「争訟」を「訟務」に改める。

第27条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「捜査支援センター」を「捜査支援・通訳センター」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 犯罪捜査の共助に関すること。

(6) 指名手配（指名手配被疑者の追跡捜査を含む。）及び指名通報に関すること。

第35条第 1 号を削り、同条第 2 号中「犯罪の捜査」を「犯罪捜査」に改め、同号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 外国人による組織犯罪の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

第35条第 4 号を削る。

第50条第 7 号中「第 6 条第18項」を「第 6 条第19項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(8) 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に関すること。

第59条の 2 の見出しを「（捜査支援・通訳センター）」に改め、同条第 1 項中「捜査支援センター」を「捜査支援・通訳センター」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「捜査支援センター」を「捜査支援・通訳センター」に改め、同項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(3) 通訳及び翻訳に関すること。

第63条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室）

第63条の 3 警備課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を附置する。

2 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う諸対策の総合的企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

第72条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第74条第3項中「争訟」を「訟務」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七一九七七

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）」を「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年三月二十五日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第三百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十八年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

#### 二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
- ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

### 三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本の額

### 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北本ビル

埼玉県北本市中央四丁目六十六番地外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計八者

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計七者

#### ハ 変更年月日

平成二十七年十月一日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年二月二十九日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

#### ロ 意見書提出先





## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ所沢小手指店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十一月八日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千六百六十五平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二五二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三一立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十八年三月七日

## 二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷺宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前） 埼玉県北葛飾郡鷺宮町桜田二丁目六番地一外

（変更後） 埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台四丁目九番二号

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北埼玉郡宮代町百聞四丁目二番二十二号  
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年三月八日

二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五三四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四六六台

#### ハ 変更年月日

平成二十八年十一月九日

#### ニ 届出年月日

平成二十八年三月八日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ北加須店

埼玉県加須市柳生字新田三百二

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十一月八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千二百二十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十八年三月七日

## 二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告示

### 埼玉県告示第三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

NPC二十四H所沢第二パーキング 午前零時から翌午前零時

ウインズ二十四パーキング 午前零時から翌午前零時

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

ウインズ二十四パーキング 午前零時から翌午前零時

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

平成二十八年十一月十五日

#### ニ 届出年月日

平成二十八年三月十四日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五

株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真

東京都八王子市八日町一―十一 外 計八者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五

株式会社山野楽器 代表取締役社長 山野政彦

東京都中央区銀座四―五―六 外 計八者

#### ハ 変更年月日

平成二十八年三月四日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年三月十四日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十五号

八潮市から草加都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

路線名	今泉館林線
供用廃止の区間	羽生市大字上村君字堤根二五 一番一地从から 同市大字上村君字堤根二五〇 番二地先まで
供用廃止の期日	平成二十八年三月二十二日
備考	利根川堤防強化事業による。 延長三〇・九七メートル

## 雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 奨励品種・準奨励品種への区分変更

イ 大豆「里のほほえみ」

「タチナガハ」の後継品種として積極的に奨励するため、認定品種から奨励品種に区分変更する。

ロ 大豆「タチナガハ」

「里のほほえみ」へ転換を進め、計画的に作付面積を減少させる必要があるため、奨励品種から準奨励品種に区分変更する。